

○「こども・若者の声』（令和5年8月末時点）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え	関係部署
公園 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・花火が気軽にできる公園がほしい。 ・花火ができる所がありません。何とかしてください。 ・手持ち花火がしたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の都市公園においては、周囲の安全に十分に配慮したうえで手持ち花火を正しく使用することまでは禁止としておりません。 ・ただし、騒音や周辺住宅施設への煙などは、近隣住民や他の利用者に迷惑となりますので、配慮いただく必要があります。 ・なお、手持ち花火であっても、周囲の安全が確保できない場合（他の公園利用者や可燃物の近くで行うこと、防火対策をせずに花火を使用すること等）は禁止行為となります。 ・また、ロケット花火などの飛翔する花火や打ち上げ花火などは、利用者の意に反して飛び散った火の粉等が周囲の公園施設へ延焼し火災の原因となるほか、他人に火傷させる可能性があることから、都市公園内で行うことは禁止しています。 	建設局
公園 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・大泉緑地のような大型遊具があると嬉しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型遊具を含めた公園遊具の設置については、周辺地域の年齢構成、遊び場の分布及び利用状況等の地域ニーズといった地域特性を踏まえたうえで、利用者が安全にご利用いただくための設置スペースの確保や、効率的かつ効果的な維持管理等について検討を行いながら、種類や規模を選定し、設置しております。 ・今後、公園のリニューアルの機会や遊具の老朽化に伴って遊具の更新を進めてまいります。大型遊具については、安全にご利用いただくための設置スペースや、設置・管理にかかる負担も大きくなるを踏まえ、設置の可能性について検討してまいります。 	建設局
公園 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具は6歳以上対象のものが多く、幼児が遊べる遊具が少ないように感じる。増やしてほしい ・古いコンクリート製の遊具があるが、怪我しやすいので置き換えるか、改良して欲しい。 ・近隣の公園の遊具がどこも同じで子供が飽きてしまっている。近隣の公園はできるだけ種類の異なる遊具を配置欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児用(3～6歳)遊具や児童用(6～12歳)遊具を含めた公園遊具の設置については、周辺地域の年齢構成、遊び場の分布及び利用状況等の地域ニーズといった地域特性を踏まえたうえで、利用者が安全にご利用いただくための設置スペースの確保や、効率的かつ効果的な維持管理等について検討を行いながら、種類や規模を選定し、設置しております。 ・今後、公園のリニューアルの機会や遊具の老朽化に伴って遊具の更新を進めてまいります。幼児用も含めた遊具の種類を選定については、現時点における地域特性を十分検討したうえで、遊具の設置を行ってまいります。 	建設局
公園 ④	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した遊具が修理されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では年2回、遊具等の公園施設の定期点検を実施し、安全性の確認を行っております。 ・定期点検で危険であると判断された遊具については、直ちに利用禁止処置を行っております。 ・禁止処置を行った遊具につきましては、順次修繕を行っておりますが、一度に多くの修繕箇所が集中した場合などは、修繕まで時間を要することがあります。 	建設局

○「こども・若者の声』（令和5年8月末時点）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え	関係部署
公園 ⑤	・バスケットゴールをもっと増やしてほしい。	<p>・バスケットゴールは、市民の健康促進に寄与する施設であることから、過去には市内の公園に設置しておりました。</p> <p>・しかしながら、夜間の利用による騒音問題やリングの破損などが発生し、近隣にお住いの方々にご迷惑をかけることが多々ありましたため、公園の特性や老朽化に応じて撤去を行っており、原則新たな設置はしておりません。</p>	建設局
公園 ⑥	・ボール遊びができる公園を作してほしい。ドッチボール大会に優勝するために公園で練習したい。	<p>・公園は子どもから高齢者まで誰もが自由に利用できる施設であり、公園の管理法である都市公園法や大阪市公園条例では、自由利用の原則のもと「他人に危害を及ぼすおそれのある行為」や「公園を損傷する行為」など最低限の行為を禁止し、利用者が相互に配慮しながら公園を利用することを促しております。</p> <p>・公園利用者間の相互理解のもとで、他の利用者に危害の及ばない範囲のボール遊びについては可能としておりますので、周囲に配慮して公園をご利用ください。</p>	建設局
公園 ⑦	・無料で使えるテニスコートをつくってほしい。	<p>・公園の新設や再整備の際には、休憩、遊戯、運動などの多様なニーズに対応し、多くの皆様に利用していただけるよう、各公園施設の整備を進めております。</p> <p>・このうちテニスコートについては、市内12の公園に設置しておりますが、コートやネット等テニス専用の施設が必要であることやコート周辺へ飛び出す飛打球の危険性への対処が必要となるなど整備や維持管理負担も大きいことから有料となっております。</p> <p>・また、新たにコートを整備するためには、上記に加え、安全面、周辺状況、利用ニーズ等を考慮したうえで、一定規模以上の設置スペースを確保することが可能な公園に限られることから、現時点において新たに整備を予定している公園はありませんが、大規模な公園の再整備や新設の機会を捉え、設置の検討を行ってまいります。</p>	建設局
公園 ⑧	・トイレ環境が悪いので、ウォシュレットなどの設備を整えてほしい。	<p>・公園のトイレは、来園者が公園を快適に利用するための便益施設ですが、一方で、屋外にあり、無人管理で、不特定多数の方が常時自由にご利用できるという特性をもった施設です。</p> <p>・そのため、自然現象等による汚損や、いたづら等により施設が破損されるケースも多く発生しており、修繕や清掃等の維持管理において苦慮しているところです。このため、破損しやすいウォシュレット等の設備の設置は困難と考えております。</p>	建設局
公園 ⑨	・砂場がある公園は子供が手を洗えるように水場を設置してほしい。	<p>・公園利用者のための手洗い場につきましては、来園者が公園を快適に利用するために必要な便益施設である一方で、地域によっては想定外の利用や、いたづらによる破損などの課題があります。そのため、砂場のある公園における手洗い場の設置に際しては、地域の団体などからの要望等も踏まえ、設置の検討を行ってまいります。</p>	建設局

○「こども・若者の声』（令和5年8月末時点）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え	関係部署
公園 ⑩	<p>・入り口のポールがの間隔がせまく、ベビーカーが通れないので改善してほしい。</p>	<p>・入り口の車止めの間隔につきましては、関係基準に沿って整備を行っておりますが、一部の公園において自転車の駐輪対策や飛び出し防止の観点から狭くなっている箇所もあります。</p> <p>・今後は、地域状況を踏まえつつ改修を進めることができるよう努めてまいります。</p>	建設局
公園 ⑪	<p>・公園の注意書きの立て看板は文書で書かれているが、位置が高くて子供には見えず、文書の意味も分からないと思う。図や絵で分かりやすいようにしてほしい。</p> <p>・公園の注意書きはボール遊びや花火等禁止事項は多数書かれているが、結局どこいけばできるのかわからない。競技や催事内容ごとに市内のどこならできるのか示して欲しい。</p>	<p>・公園の利用方法啓発のための看板の文言につきましても、公園利用者にとってわかりやすいものとなるよう検討してまいります。</p>	建設局
公園 ⑫	<p>・公園がおじさんたちのタバコスポットになっていて、くさいので何とかしてほしい。</p> <p>・繁華街に近い公園は朝行くと酒やタバコのゴミが散乱している事が多い。幼児が遊ぶエリアは夜間は閉鎖して欲しい。</p>	<p>・公園はこどもから高齢者まで誰もが自由に利用できる施設です。そのため、公園の管理法である都市公園法や大阪市公園条例では、自由利用の原則のもと「他人に危害を及ぼすおそれのある行為」や「公園を損傷する行為」など最低限の行為を禁止し、利用者が相互に配慮しながら公園を利用することを促しています。</p> <p>・こどもたちが遊んでいる近くなどで喫煙することは、受動喫煙を生じさせるおそれがあることから、公園管理者としましては、「健康増進法」、「大阪府受動喫煙防止条例」及び「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」等の趣旨を踏まえ、喫煙者のマナーやモラル意識の向上を促すため、受動喫煙防止のための啓発活動に取り組んでおります。</p> <p>・なお、中之島公園及び堂島公園の一部並びに京橋公園は、「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」の路上喫煙禁止地区に指定され、既に喫煙が禁止とされております。</p> <p>・現在、本市では大阪・関西万博の開催に向けて、2025年1月を目途に市内全域の路上喫煙禁止をめざして取組を進めております。今後、路上喫煙を禁止する区域が公園を含む全域に広がっていくなかで、公園管理者としても引き続き喫煙対策に取り組んでまいります。</p>	建設局
公園 ⑬	<p>・路上禁煙の徹底してほしい。子どもの子育て環境として良くない。副流煙の間接的な問題だけではなく、タバコが目当たるなどの直接的なリスクもある。万博に向けて市内路上禁煙化とのことだが、一刻も早く路上禁煙化を施行し、路上喫煙を厳しく取り締まるべき。</p>	<p>・路上喫煙について、市民の皆様の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しています。この条例では、道路、広場、公園その他の公共の場所で、自ら路上喫煙をしないように努め、互いに協力して路上喫煙防止のための活動に積極的に取り組むとともに、本市が実施する施策に協力するよう努めなければならないと定め、現在6地区ある路上喫煙禁止地区において路上喫煙をした場合は、罰則として1,000円の過料を適用しております。</p>	環境局

○「子ども・若者の声』（令和5年8月末時点）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	子ども・若者から寄せられた主な声	市の考え	関係部署
公園 ⑭	<p>・とにかく歩きタバコしてる人が多すぎる。こどもの顔の近くに来て知らん振りでそのまま吸う人もいる。タバコだけでなくゴミのポイ捨ても異常に多くて、JRの線路沿いとか高速道路の高架下は特に目も当てられない。こんな街で子供が育ったら、街にはゴミを捨てていいし、ゆくゆくは気にも留めない大人になるのではと本気で心配している。</p>	<p>・ごみのポイ捨てについて、清潔で美しいまちづくりを推進するため、平成7年11月に「空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例（ポイ捨て防止条例）」を施行して、ポイ捨てを禁止するとともに、市民、事業者、行政が一体となってまちの美化を進めるためのそれぞれの責務を定め、皆様の美化意識の高揚に努めています。たばこのポイ捨てなどを含め不法投棄については法律で禁止されている行為であり、当該行為が犯罪である旨を明記した不法投棄防止看板やポイ捨て禁止ポスターを設置するなど、啓発活動に取り組んでまいります。</p>	環境局
公園 ⑮	<p>・ゴミを捨てている人の精神衛生も心配。街にゴミを捨てることは許せない、恥ずかしいことと思う気持ちを育む必要があると思う。幼稚園、保育園、小学校のうちから「街をきれいに、大切にするのが大事」と教えることはできないか</p>	<p>・子どもへの教育について、地球温暖化、生物多様性、ごみ減量、都市環境保全など、持続可能な社会づくりに向けた環境教育の充実に向け、授業の中で使用するための副読本「おおさか環境科」を市立の全小・中学校及び義務教育学校に配付し、環境教育に取り組んでいます。</p>	環境局